

塩尻復興支援車両会員事業所貸出要綱

第1条(目的) この要綱は、塩尻商工会議所有志事業所から、令和6年能登半島地震からの復旧復興活動に取り組む輪島商工会議所会員事業所を支援するため、輪島商工会議所に寄贈された車両の会員事業所への貸出し要領について定める。

第2条(対象車両) この要綱が対象とする車両は、次の通りである。

名 称	車 種
塩尻 友好1号	軽貨物自動車 ハイゼットトラック ナンバー7684 ホロ付き
塩尻 友好2号	軽貨物自動車 ハイゼットトラック ナンバー7685

第3条(運用方針) 会頭は、寄贈の趣旨に従い対象車両が会員事業所の震災復旧復興活動に有効かつ公平に利用されるよう運用に努めなければならない。

第4条(運用基準) 前条の規定に従い運用基準を次の各号の通り定める。

- 一 貸出し料金は、無料とする。
- 二 貸出しには、貸出し期間、貸出し頻度、その他必要な制限を設けるものとし、使用に条件を付すことができる。
- 三 貸出しを希望する会員事業所は、別記様式により事前に貸出しの申請を行い、承認を受けなければならない。
- 四 貸出しの承認を受けた会員事業所は、別に定める必要経費を負担しなければならない。
- 五 貸出しの承認を受けた会員事業所は、対象車両の保全に努めるとともに、使用中の事故に責任を持たなければならない。

第5条(その他) その他、必要な事項は、会頭が定める。

附 則 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

別記様式

令和 年 月 日

貸出申請書

輪島商工会議所 会頭 久岡政治 様

会員事業所名 _____

塩尻復興支援車両会員事業所貸出要綱（令和6年要綱第1号）に基づき、対象車両の貸出を申請いたします。

申請内容 ※印の貸出条件を守って下さい。

・ 貸出申請車両 塩尻 友好1号（ホ口付き） 、 塩尻 友好2号

※何れか1台に限ります。また貸しは出来ません。

・ 貸出期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

※1回/月までとし、連続貸出は3日以内とします。

・ 使用目的、使用場所 _____

・ 引渡及び返却場所 商工会議所指定駐車場 日時：引渡 _____、返却 _____

・ その他

※返却時にはガソリンを満タンにしてお返し下さい。

※使用期間中の一切の事故については自己責任です。

※貸出車両に異常を発見した場合は届け出て下さい。返却時に確認いたします。

※貸出車両は塩尻商工会議所有志事業所から寄贈を受けたものです。大切に使いましょう。